

令和2年第2回（4月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年4月28日（火曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第27号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）
- 第 4 議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 5 議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定）
- 第 6 議案第30号 町長専決処分について（令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号））
- 第 7 議案第31号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第32号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	諸橋和史	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	高桑佳子	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	池田則男
総務課長	河野照郎
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	矢川浩之
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
産業観光課参事	内藤良治
総務課参事	金泉修一
町民課参事	棚橋まゆみ

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	関川理沙

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから令和2年第2回出雲崎町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、高桑佳子議員及び1番、小黒博泰議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎議案第27号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）

○議長（仙海直樹） 日程第3、議案第27号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程しました議案第27号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、令和2年度の地方税制改正に関しまして、地方税法の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、関連する税条例の一部を改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分をしたものであります。

改正の主なものといたしましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び控除の見直し、固定資産税における所有者不明土地等に関わる固定資産税の課題への対応などであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をいたします。

資料5ページをご覧ください。改正の趣旨等につきましては、町長の説明のとおりです。

主な改正事項ですが、（２）の個人町民税では、ひとり親家庭に対して公平な税制を実現するための措置を講ずるものです。①は、人的非課税措置の対象を見直し、男性の寡夫を対象から除き、新たに未婚のひとり親を加え、前年の合計所得金額が135万円以内の非課税の範囲に該当する場合は均等割と所得割の両方が非課税となるものです。②の所得控除については、未婚のひとり親を対象に加え、婚姻歴のある寡婦の所得控除の額を見直し、全て同一の控除額30万円とするものです。

次に、（３）の固定資産税では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための規定を設けるものです。①は、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして課税ができることとするものです。②は、所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現に所有している相続人等に賦課徴収に必要な事項を申告させることを制度化し、所有者不明土地等の発生を防止するものです。

次の（４）、町たばこ税については記載のとおりです。

そのほか、今回の法令等の改正に合わせて文言の整理や字句及び元号の修正等がございます。

なお、新旧対照表につきましては資料の9ページ以降をご覧くださいと思います。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

◎議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例制定）

○議長（仙海直樹） 日程第4、議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、出雲崎町税条例と同じく令和2年度の地方税制改正に伴うもので、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、条例の一部を改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分をしたものであります。

改正の内容といたしましては、課税限度額の見直し、軽減世帯に対しての保険税の軽減拡充に関する措置が主なものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をいたします。

資料7ページをご覧ください。改正の趣旨等につきましては、町長の説明のとおりです。

主な改正内容につきましては、（1）の課税限度額の見直しで、基礎賦課額分を2万円の引上げ、介護納付金税額を1万円引き上げるものです。

（2）は、軽減対象世帯の負担軽減の拡充を図ることから、基準となる金額を引き上げるものです。

（3）は、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものです。

なお、新旧対照表につきましては資料の75ページ以降をご覧くださいと思います。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

◎議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定）

○議長（仙海直樹） 日程第5、議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第29号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されたことに伴いまして、出雲崎町介護保険条例の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、低所得者の保険料軽減強化の完全実施として、第1段階から第3段階の軽減割合を増加し、被保険者についての保険料をそれぞれ減額する条項を定め、令和2年度の保険料から適用するというものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

このたびの改正は、昨年10月の消費税率引上げに伴う低所得者の保険料軽減強化の完全実施を行うものであります。第1段階の保険料を2万6,400円から2万1,100円に、第2段階の保険料を4万4,100円から3万5,300円に、第3段階の保険料を5万1,100円から4万9,400円に減額しております。議会資料79ページに新旧対照表がございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号 町長専決処分について（令和元年度出雲崎町一般会計補正予算
（第7号））

○議長（仙海直樹） 日程第6、議案第30号 町長専決処分について（令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第30号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、令和元年度の地方交付税額の決定等に伴い、歳入歳出予算等の補正をする必要が生じたので、本年3月31日に専決処分したものであります。

補正の内容は、歳入予算では、地方交付税等を追加し、基金繰入金を減額いたしました。

歳出予算では、3款の民生費において新型コロナウイルス感染症対策に関わる保育園への補助金並びに6款の農林水産業費におきましては民有林造林事業補助金等を追加いたしました。

一方、4款の衛生費では塵芥及びし尿処理委託料を、8款土木費では除雪委託料等をいずれも減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,142万9,000円を減額いたしまして、予算総額を33億7,288万円とするものであります。

また、繰越明許費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる保育園への補助金について、翌年度に繰り越して実施できるよう繰越明許費の補正をしております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

ご提出しました予算書をご覧いただきたいと思っております。ページにしまして296ページをお願いいたします。2款総務費でございます。7目企画費、25節積立金にふるさと出雲崎応援基金積立を追加しております。この基金は、ふるさと納税でご寄附いただきました寄附金を積み立てる基金でございます。元年度ふるさと納税は件数で679件、寄附金額で2,043万円がございました。前年度と比較いたしますと、件数につきましては83件の増、金額では305万3,000円の減ということでございます。要因は、大口の寄附者が亡くなられたことによるものでございます。

同じページ、次、民生費になります。1目社会福祉総務費、こちらも25節積立金に社会福祉基金積立を追加してございます。これは川西にお住まいの相澤孝一さんからご寄附を頂いたものでありまして、同氏からは平成25年から毎年ご寄附を頂いております。社会福祉基金に積み立てて有効に活用させていただきたいと思っております。

続きまして、297ページ、児童措置費になります。町長説明にございましたとおり、このたびの新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、保育所におきますマスクの購入等の感染拡大防止対策の経費に対する補助金の計上をいたしました。国の補助率10分の10でございます。1施設当たり50万円が上限となりまして、2保育園分を計上いたしました。本町での事業内容につきましては、除菌手洗い器、空気清浄機あるいは消毒液等の購入費ということになってございます。

その次、衛生費になります。1目、2目でございますが、塵芥処理費、し尿処理費の減額でございます。いずれも長岡市に委託しているものでございまして、決算見込額に基づき減額をするというものであります。

続きまして、298ページをお願いいたします。農林水産業費になります。林業振興費に19節に追加をさせていただきました。町単独事業によります民有林造林事業に対する補助金ということでございます。大変申し訳ございません。3月の補正予算におきましての計上漏れもございまして、専決予算で措置をさせていただきました。

次、8款土木費であります。道路維持費、除雪関係の経費の減額をしております。これは、今年少雪に伴いまして出勤回数が減ったことによるものであります。

次、299ページ、街なみ環境整備費であります。これは、石井町地内にあります町有地を売却したところでございますが、この売却した土地の中に、1筆でございますが、基金に属する土地が含まれておりまして、その相当額を基金に繰り出すというものであります。今回売却しました、3筆あるんですが、うち2筆は寄附を受けた土地でございまして、1筆については基金で購入した土地であったというものによります。

それでは、歳入予算をお願いいたします。ページでいきますと293ページになります。10款地方交付税です。特別分の交付決定によりまして補正をさせていただいております。元年度の地方交付税特別分は8,674万3,000円の決定でございました。前年度より200万円程度の減となっております。

次、294ページ、17款財産収入でございます。2項1目に不動産売却収入がございます。石井町地内の町有地243平米を売却したものでございます。3月12日に入札がございまして、決定をいたしました。

続きまして、295ページ、繰入金であります。基金繰入金です。財政調整基金をこれまで予算計上しておりましたが、交付税等の決定に伴いまして、令和元年度におきましては財政調整基金からの繰入れを全額回避することができたというふうなことで、減額の専決処分をさせていただいたところでございます。同基金の令和元年度末の残高が17億8,195万4,000円ということでございます。

最後に、290ページになります。繰越明許費につきまして補正をさせていただきました。町長説明がございましたとおり、保育園に対する補助金でございます。この中の小木之城保育園の一部の事業が完了しなかったというふうなことで、繰越明許費の措置を取らせていただいたところでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ページが297ページの目の児童措置費の中のコロナウイルス対策というのがあるんですが、その中の説明ありましたように、町も次亜塩素酸水作っていると思うんですけども、これは購入しているのか、生成器を買ってあるのかどうかなんですけども、できたら買っておいたほうがいいかなというふうに思うんですが、その辺の確認なんですけども、いかがでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 町の次亜塩素酸を除菌で今使っていただいておりますが、これにつきましては長岡市の業者さんと町内の事業者のほうから無償で活用するようということでご寄附を頂いたものでございます。町としては、生成器というものは現段階では保有はしていません。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

◎議案第31号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第7、議案第31号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第31号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症は国難とも言うべき事態となっており、町民の皆さんの生活上に大変な困難が増してきております。また、私の入院により大変ご心配をおかけいたしました。

この際、私の政治姿勢といたしまして、5月の町長給料1か月分を10分の10減額する条例改正をお

願いますのであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 町長の今の説明の中で5月分の1か月分を10分の10、全額減額するということですが、これについて10分の10の減額の根拠と期間を1か月にしたという根拠、これについてお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、先般の全員協議会でもお話を申し上げたわけでございますし、いろいろお聞きいたしますと、このコロナウイルスの感染によりまして、町民各位の中にも大変生活上いろいろな困難に直面をしておられるという皆さんのお声もお聞きしておりますし、また町といたしましてもそれに対する対応ということで、それぞれの施策を議員各位のご了解をいただきながらご説明申し上げ、また提案を申し上げるわけでございますが、そういう環境の中におきまして、いろいろなご意見があったわけでございますが、この際、大変私も長くお世話になりながらこの立場に立たせていただいている一員といたしまして、些少ではございますが、私の町民に対する痛みを少しでも受け止めなきゃならないという一つの信条に立ちまして、全額を返上するということにいたしました。なお、これにつきましてはいろいろな法的な問題もございまして、問題各処ございまして、十分その辺を検討し、またご指導いただきながらの提案をいたしましたわけでございますので、議員の皆さんからもぜひひとつまたご理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） お尋ねしますというか、この条例によりますと、附則で1から6まであるんですが、町長、以前町長は内臓疾患のことで、日赤だったかと思いますが、入院されていますよね。そのときに減額がなされていないようなんです、附則で。そうすると、なぜ今回されるのか、私その辺が一番実は引っかかかっていまして、中越沖とかそういう、あるいは期末手当を減額とかいうことになっておりますけど、その辺が非常に判然としない。今提案理由で根拠はコロナウイルスと、それから政治姿勢と、こういうことございましてけれども、以前に入院されているときに減額がなくて、今回幾らコロナがあるとはいいいながら、その辺のきちんと腑に落ちるような形が私にはないので、それをお尋ねするんです。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） 今議員さんのお話にもございますように、平成15年も2回にわたり入院いたしました、皆様方に大変ご心配とご迷惑をおかけしたわけですが、その当時の環境といましようか、町あるいは国、県におけるいろんな社会情勢なり経済情勢というものにつきましてはさしたる問題もなかったわけですが、私は今回は入院等ということにつきましては、これはその一つの理由にはなる、一部あるんですが、やはり私は今回は国難とも言うべき本当にかつてない大きな社会情勢あるいは課題が生じておるということに対して、町も誠心誠意できる限り町民各位のお困りに対する少しでも期待に応えるべく、今またいろいろ事業費を提案しておるわけですが、私はそういう意味におきまして、入院とかそうじゃなくて、やはりこの事態に遭遇しておる中において、しかもこうして町民各位の長いご信任をいただいておりますということに対する本当に私の気持ちとしては、些少ではあるんですが、気持ちとしては受け止めていただいて、少しでもまた皆さんから頑張ってもらいたいという気持ちの発露からご提案を申し上げておるといところでございますので、その辺を皆さんからぜひまたご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いします。しかし、この後においてももし仮にさらに情勢等々が厳しくなれば、次なる私のまた心を皆さんにお伝えする機会もあろうかと思っておりますが、まず今回は10分の10、全額を返上するというところでご理解いただきたいと思っております。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 気持ちは分かります。気持ちは分かるんですけど、そうしますと中越沖地震の平成20年のとき町長は10分の1、1年、副町長がたしか2、3か月ですか、されたかと思えます。この附則にあるんですが、そうすると素朴にまた何で1年で10分の1でないのかとか、あるいは2か月、3か月でもいいんじゃないかとか、いろいろ出てくるわけです。ですから、極端に言うと、今第2弾、第3弾をお考えだというようなことであるならば、今誰も町長にはそういうふうなことを求めていると私は考えるんです。ですから、気持ちは分かりますけども、そうすると生身の人間ですから、この先病気になったら全部そういう問題になる。もう一つ、さっき町長は平成15年ですか、あの当時は私の記憶ではいわゆる平成の大合併の前夜というか、非常にこの町どうなるんだというような重い閉塞感というか、圧力があるような、私はそういう記憶があるんです。ですから、そうすると今は国難だと言いますが、あのときは町にとっては、国難とは言えない、町難というんですか、そういうふうな認識なんです。私にすると同じような感覚なんです、その辺再度もう一度町長の認識を伺います。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） 私も長い間お世話になりながら、またいろいろな事件あるいは出来事に対して政治責任を取りながら減額をしてまいった過程がございます。それはケース・バイ・ケースでございます、そのときはやっぱり常識的な面における大体横並び的ないろんな意味の各自治体における状況判断をしながらご理解いただいております。今回は非常に状況が違います。率直に

申し上げます、ファクスが入っているんです、町外から。電話も頂いています。それは、ある人は嫁さんが今回のことによって職を失ったと。子ども3人を抱えて本当に途方に暮れている。厳しいと。私は介護保険施設で働いています。大変厳しい。その中における今回いろんな出来事に対しての町の姿勢、本当にあれを読んで涙が出ますと。本当にこれは金額じゃない。また、事業の持ち方じゃない。町の姿勢というものを私たちは高く評価したいというファクスがちゃんと固有名詞で住所から全部書いて入っているんです。私のところへ電話も来ています。東京あたりから来ています。そういう意味で私は今回の事態は今までの事例と全く、例にならない事態だと私は考えています。これは本当に国難とも言う大変な事態。町民一人一人の気持ちも分かるのです。町民の皆さんも声いただいています。私は、それを受けて、やっぱり町としての姿勢は正しかったという判断に立たせていただいております。議会の皆さんのご理解をいただきまして、ぜひこれをひとつつ了解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許しますが、討論はありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 議案第31号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論を行います。

町長給料10分の10減額の理由、1つ、新型コロナウイルス感染症による町民生活への影響とこのことですが、町財源が全くない状態でもない中、特別職の職員で常勤の者で町長のみが減額で、町長が減額することで他の特別職や議員も減額の連鎖現象も起きかねず、現に当議会も町長が減額するので、議員も何か減額したらどうかという話合いもありました。また、減額金が町民生活への影響のどこに活用されるか具体案が見えていません。

理由2は自身の入院という状況とこのことですが、地方自治法第152条で長が事故に遭ったときまたは長が欠けたときは副町長が職務を代理するとあり、入院しても町政に混乱が生じないよう地方自治法でうたわれており、誰でも入院する可能性があり、入院のたびに1か月全額減額しなければならない前例ができ、あの人は入院したのに町長のように1か月全額減額しないなど比較評価される

おそれもある。町長が給料を減額するのではなく、今以上の知力と行動でこの新型コロナウイルス感染を防御し、町民から感染者を絶対に出さない、うつさないで町民の命を守り、町経済回復に進展果敢に取り組み、退院したばかりの病み上がりの町長が町民のためにこの難局打開に奮闘し、より早く町民生活への影響を解消する姿を見せることで、町民からの信頼と高評価が得られ、町長としての政治姿勢を示すベストであると考え。よって、議案第31号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については反対します。

以上。

○議長（仙海直樹） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 賛成の討論を申し上げます。

ただいま議案第31号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。私は提案理由のとおりその趣旨に賛同し、条例改正に賛成いたします。

○議長（仙海直樹） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（仙海直樹） 起立多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第8、議案第32号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第32号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関する国が行う緊急経済対策に要する経費並びに町が第1弾として実施する町独自の支援策に要する経費を計上いたしました。

初めに、歳出予算につきましてご説明をいたします。2款の総務費には、全町民に対する支援として、1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業に要する経費、並びに町独自に町民1人に

つき1万円を上乗せして給付する出雲崎町定額支援金事業に要する経費を計上いたしました。

3款の民生費には、子育て世帯に対する支援としまして、18歳以下の子ども1人につきまして2万円を支給する子育て世帯応援支援金事業に要する経費を計上いたしました。

7款の商工費では、事業者に対する支援策といたしまして実施する事業費を計上いたしました。事業内容は、町商工会会員の会費の補助など6事業になっております。

これらの財源といたしましては、国の緊急経済対策に要する経費は全額国庫補助金を充当しております。また、町が独自で行う事業費につきましては全額町の財政調整基金からの繰入金を用いております。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億655万2,000円を追加し、予算総額を38億1,855万2,000円とするものであります。

以上です。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

ご提出いたしました補正予算書をお願いいたします。初めに、歳出予算から説明いたします。補正予算書151ページをお願いいたします。2款総務費です。14目に特別定額給付金事業費を科目を新設いたしました。国の補助率10分の10の事業として実施する特別定額給付金事業の実施に要する経費を計上してございます。1節から13節までの経費につきましては、事務費ということで交付されます。18節につきましては、町民1人当たり10万円を給付するもので、事業費として交付されるものであります。交付対象者は4,350人を予定しております。

続きまして、次の152ページをお願いいたします。15目定額支援金事業費であります。こちらは、町独自で実施する出雲崎町定額支援金事業に要する経費でございます。町民1人当たり1万円を特別定額給付金に上乗せして支給するものでございます。対象者は4,350人、同じ数でございます。

ここで、この定額給付金の事務処理につきまして若干ご説明をさせていただきます。支払い等の日程につきましては、さきに町民の皆様には臨時号でお知らせしたところでございますが、その後対策室のほうでスケジュールをさらに繰り上げて迅速に交付できないか、関係機関と調整を詰めておりました。その結果、郵便局、銀行等の協議もある程度整いまして、支給日を繰り上げることにいたしました。現段階におきましては、町民の皆様への申請書を郵送する発送期日を5月1日金曜日に全町民に発送したいと思っております。その後、町民の皆さんからの申請を受けて、第1回目の町民の皆さんへの振込を5月13日の水曜日、5月13日の水曜日に第1回目の振込をしたいと。その後、毎週水曜日にその間で届いた申請書に対して毎週ある程度の期間まで振込をして、迅速に届けたいというふうな形で最終調整を詰めているところであります。

あわせて、申請書の様式等でございます。国から一定の様式が示されておりますが、本町に

おきましては1万円を上乗せするということと、高齢者の方も多く、極力添付書類を必要なもの以外はつけないということで国と調整をしましてまいりました。これにつきましては、ある程度町の意向が国のほうに認められまして、提出する書類はほとんどの方においては捺印をしていただいて、1か所チェックを入れていただくことで提出できると、非常に簡便なものとしてお届けすることができるようになりました。その辺につきましては、さらにまたお知らせ等でお知らせしますし、必要によりまして防災無線等におきまして町民の皆様にお知らせして、速やかに皆様の元に届くように事務を進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、補正予算書の152ページでございます。民生費です。6目子育て世帯応援支援金事業であります。こちら町独自で実施する事業で、子ども1人当たり2万円を支給するものでございます。500人分を計上しております。こちらにつきましては、本日の議会終了後には発送ができるものということで事務処理を進めているところであります。

次、153ページです。商工費になります。2目商工業振興費です。こちらのほうにそれぞれ説明欄に掲げてございます5つの事業をこのたび町独自の事業として行うことになっております。中小企業信用保証料補給金は借入金3,000万円まで補給率100%、商工会会費補助金は商工会員の会費全額を町が補助するもの、事業継続支援事業は減少した売上額の80%を補助するもの、雇用継続支援金は雇用調整助成金の申請に係る社会保険労務士への手数料を10万円まで補助するものでございます。また、特別融資利子補給金は融資に係る利子の1%を補給するものでございます。以上の支援策等につきましては補足資料もつけてございますので、ご参考いただければと思います。

続きまして、歳入予算でございます。歳入予算につきましては、町長が説明したとおりでございます。町独自で行う事業につきましては、その全額を町の財政調整基金を充当しております。これによりまして、財政調整基金でございますが、今年度当初予算にも計上してございますので、予算ベースでの繰入額は現段階では3億527万9,000円となっております。このまま全額執行すると、今年度の年度末で14億7,800万程度というふうな見込みになってございますが、今後またこれにつきましては所要の財源等がありましたら必要な対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 手厚いいろいろな給付金が出てくること、本当に期待しておりますし、町民一同きっと喜んでくれることだと思うんですが、町長、コロナウイルスの終息、終えん見通せない中で、果たしてこれだけでいいのかな。当然2弾目、3弾目というものをお考えだと思うんですが、その辺の町長としての、あるいは出雲崎町としての考え方を少しお聞かせ願いたい。

それと、もう一つ、今ちまたに言われておりますのは、国民健康保険税を免除する、あるいは軽

減するという話もございますけれども、私たち一般的な会社、企業の人間からしますと、それを軽減されても何らメリットがないんです。それよりもかえって固定資産税の軽減あるいは減免、そのほうがコロナ対策の一環としていいのかなというふうに考えますけど、その2点についてお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） 中川議員さんのご質問でございますし、また協議会でもお話を申し上げましたように、今回の補正は、事業はあくまでも第1弾ということで、今後の情勢を鑑みながら第2弾、第3弾としてまた皆さんにご協議を申し上げたいと申し上げておりますが、もう既に第2弾についての協議に入っています。これにつきましては、若干事業者のいろいろな面とすり合わせがございますので、早急に進めまして、できましたら全員協議会もちょっと早めて、20日ですか、予定は。ちょっと早めていただいて、またすり合わせをしながら第2弾をひとつご提案申し上げたいということで、もう既に行動に入っています。さらに、国保あるいは固定資産の減免ということにつきましてもいろいろな声もありますし、また国、県とのいろいろな対応等もございますので、その辺もやっぱりよりの確に、今回の住民各位が大変お困りだということに対する少しでもダイレクトにそのものの町の姿勢が受け入れられるような方策も考えていきたいと思っておりますので、今中川議員さんのご提案につきましても十分また検討しながら進めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 出雲崎の財政は今まで町長は万全だと、財政なくして政策なしだと、財政があるから、これだけのものがやれるんだというふうに常々おっしゃっていらっしゃいました。子育て支援あるいは老人支援、いろいろな障害支援のときに本当に手厚い支援策を打ち出されていて、他町村から見ればうらやましがられるような施策を打ってまいりました。私は財政が逼迫することは望みませんが、今のコロナウイルスは100年に1度の災害だと思います。この災害のときに財調を取り崩す、あるいはいろいろな基金を取り崩しながら町民のためにやっていただくことは、私は町長が常々言われている町を売ることにもなると思います。出雲崎の町は福祉政策がこれだけ充実しているんだよ、これだけ子育て支援やっているんだよということをなかなか発信しても受け入れてもらえない。でも、コロナウイルスの今回の1万円にしても大変なインパクトを世間に与えております。ぜひ、大盤振る舞いしてくれとは言いませんけれども、今本当に困っている人に手の届くような施策を第2弾、第3弾、あるいはもう少し長くなるのかもしれないかもしれませんが、やっていただくようお願いいたします。この件に関しましては本当に町民一同期待しておりますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 先ほど中川議員のほうから固定資産税の猶予ですとか減免とかというようなことでお話ございましたけれども、今国会のほうで審議をされている最中でございます。それで、今現在で私どものほうに出てきている情報等についてお伝えしたいと思いますけれども、まず今年度につきましては納税猶予というような特例措置を今検討されているということでございます。1年間納税のほうが猶予ということでございます。そして、固定資産税に関しましては、今年度やはり収入等が減少している方につきましては、令和3年度の固定資産税の課税につきまして、今年度が50%以上収入が減少している方は来年度分はゼロ、30%から50%未満の方については2分の1ということで、今審議をされている最中でございます。ですので、今年度分につきましては1年間の猶予がございますし、来年度分につきましては固定資産税の減免というものが制度的に出てくるというような形になってございます。正式にまた国のほうで決定いたしましたら情報のほうは提供のほうさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） あまり頭がよくないんで、今もう一度聞かせてもらいたいんですけど、猶予という言葉なんですよね。固定資産税の猶予ということは、今年1年間は払わなくていいけれども、来年払ってくださいよというのが猶予だというふうに考えます。私は、できれば減免というふうなことを国が言わなくても町で言うとする、町民課長、どれぐらいの金額になるんですか、出雲崎町の固定資産税総額というのと。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 固定資産税につきまして、現年分ですけれども、こちら2億5,633万6,000円が今年度の予算となっております。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 全額猶予は難しいですね。そうすると、やっぱり被害総額のパーセントで区切ってくるか、あるいは半分、2分の1という形になるんでしょうけども、ただ町民課長、町長、固定資産税というと皆さんに関わってくるんです。だから、本当に一番いい平等な減税案かなというふうに思いますので、ああしてくれ、こうしてくれということは申しませんけれども、ぜひ町民の立場に立っていただいて、今例えば一番厳しい観光業者でございますけれども、向こう1年間多分収入はゼロだろうと言われてます。岩船、岩室の旅館街は、今ゴーストタウンになっています。寺泊もしかりです。皆さん、課長さんたち、給料が1年間ゼロだとしたらどうします。そのときに10万円あるいは15万円、20万円、これの補填で1年間食いつないでくださいというのはなかなか私は厳しいなというふうに思いますので、ぜひその辺も考えていただいて、考える方たちが公務員の方でございますので、給料減っていないんですよ。だから、あえて申し上げました。本当に企業の間にとってみれば収入がゼロになります。ぜひいい施策をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 聞かせていただきたいんですが、153ページの中で町商工会会員会費補助金がこれにのっているんですけども、これはこれで私は了とするんですけども、セットになっていると思うんですけども、観光協会の会員も重複はしていると思うんですけども、いるわけですけども、この辺の補助金とかいう考え方みたいなのはどのように考えていられますか。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） 観光協会の皆さんも商工会の一員になっておられる方がたくさんございまして、そして私申し上げたいことは、中川議員さんのご発言もございまして、今中野議員さんのお話もございまして、やっぱり今回の問題につきましては、町民ひとしく少なくともこの厳しい状況の中において、それぞれの立場でございますよね。立場はございますが、やっぱり共有して町の姿勢を受け止めていただいて、精神的に大変落ち込んでおられる、困っておられる方々から一応姿勢として受け止めて元気を出してもらいたいという一面と、やっぱり私はオールマイティーに全てをやるんじゃないくて、今お話がございましたように、それぞれの事業者に、今回も第2弾もそういう点で考えているんですが、それぞれの事業者の中における濃淡、大変困った、非常に厳しい方もおられるわけですし、いろいろ濃淡があるわけですので、その辺を見極めながら、最も極めつきに厳しいという人たちに対しては、それなりのご努力をいただくと同時に、町も積極的に支援したいというのがまず第1弾なんです。だから、私はこれからは町民1人当たり1万円をお差し上げるわけでございますし、また子どもさんへの2万ですが、これはひとしく皆さんから町の姿勢を受け止めていただいて頑張ってもらおう。今後の対応は、中川議員がおっしゃるように、やっぱりそれぞれの置かれた立場というのが大きな差異がございますから、そういうものをしっかりと把握をしながら、そういう皆さんに対する町としての第2弾、第3弾を考えながらご理解いただくような施策を施していきたいというふうに思っていますので、皆さんのご意見も分かりますので、ご提案する、事業化する前に当然皆さんのご意見を聞いて、的確に生きた金、そのことがお困りの方に本当に受け入れられるような、そういう事業の組み方をしていきたいというふうに思っているわけでございますので、それぞれ皆さんのお考えをしっかりと受け止めて、今後また第2、第3弾を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今いろいろと審議されていまして、町が第1弾ということで、第2、第3がなければ一番いいんですけど、どうも来月の6日ですか、なかなか解除は難しいんじゃないかというふうな話を聞いています。つきましては、実は私もおとといですか、あるお店で、ホームセンター、

町外ですが、マスクを買いに行きましたら、子供用とレディー用のマスクが1枚約100円でありまして、それも1人1セットということでやっていますが、私はまさか子供用のマスクというわけにいかんから、諦めてきたんですけども、その辺の対応もぜひお願いしたいし、それと例えば町内の医療機関、また福祉施設ございますね、幾つか。そういうところがそういったものをもし足りないのかどうか、場合によってはまた、私らは車がありますから、いろいろなとこに買いに行くことはそれでもできますけども、中には車の運転もできないと、町外にもし求める場合できないというふうなことをぜひ今後考えていただきたいと思います。それで、この前、先回の全員協議会するとき、加藤議員のほうで町の在庫約1万枚あるというふうな、それを利用できないかということは難しいという話ですが、その辺の対応もぜひ今後やっていただきたいと思うんです。

それと、いろいろ町内にもそういう介護施設のほかにお客さん対応のところもありますけれども、あるとこへ行きましたらマスクがほとんど、私らお客がつけているのに相手側がつけていないんで、この辺もやはり全町を挙げて防止するというふうなことで、この辺も町のほうでそういうふうな呼びかけをして、一人もとにかく出さないというふうな形で進んでいただきたいと思います。その辺の考えどうでしょう、総務課長。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） マスクにつきましては、在庫は、さきにお示ししたとおりでございますが、今後また入手可能なところがあれば極力入手いたしまして、今ほどのご意見を踏まえて対策会議のほうで検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） あと、町の関連施設はほとんど来月の6日まで休業というふうな形になってまして、それで私ちょっと天領の里もこの前行きました。

○議長（仙海直樹） 三輪議員に申し上げますが、質疑ですので、ページ、目、節を添えてひとつお願いしたいと思います。

○7番（三輪 正） そういうのはないんで、申し訳ないです。それで、休業のところもぜひやってもらいたいし、私ちょっと心配になったのが、先ほどふるさと納税の話がございました。それを増やす意味にも、果たしてこの休業期間中はそういうふうな取扱いは、受付はやっているのかどうか、それをちょっとお聞きしたかった。

○議長（仙海直樹） 議員の皆さんに申し上げますが、質疑ですので、現に議題となっているものについての質疑をお願いしますし、質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。

○7番（三輪 正） 今の件はいいです。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 3ページの商工費関連なんですけど、私も一応商工会員ということであれです

けども、まず町商工会会費補助金、それは全額ということでいいですし、その下の町事業継続支援給付金10万円ですか、あります。4ページのほうで雇用継続支援助成金ありますけども、雇用助成金につきましてはこれ1事業所当たり1回、上限10万円となっています。その前の3ページの今回前年度比50%以上で8割の上限10万円ということで助成金を出すわけですけども、今後町のほうで第2弾、第3弾どのような政策を考えているか分かりませんが、第1弾で今回10万円を利用した場合に、2回目、3回目どういう施策を取るか分かりませんが、前回利用したんで、今回は利用できませんとか、そういうことがないように今後のコロナ対策の助成金ないし補助金をぜひ考えていただきたいんですけども、その辺どのようなお考えでしょうか。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） 今回町独自の商工業者の収入減に対する上限10万ということでご提案申し上げますが、これは副町長からもお話ございましたが、もっと最初20万、30万と増額したらどうだというご意見もあった中における10万ということでご提案申し上げますが、当然今後このコロナウイルスの対応が各業者にどう影響が出てくるか、これは今回やったから、もうやらないということじゃございません。次なる段階におけるさらなるコロナ対策の中における、いろいろな業種の中で大きな収入減が見込まれるとなれば第2弾、第3弾でまた、第1回やったから、もうやりませんよではなくて、そういう常に第2弾、第3弾を考えながら、当初皆さんからもご要望あった30万というのは、第1弾としてはまず取りあえず国、県が対応する10万、次なるものにまた対応するための上積みは当然考えていきたい。臨機応変にその辺の事情の変化によって町はやっぱり対応していきたいという方針でありますので、皆さんからもその点ご理解いただきたいと思っております。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 今町長の答弁でいくと、2弾、3弾考えている。私あれしているのは、1事業者で1回きりじゃなくて、何回でもオーケーということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（仙海直樹） 副町長。

○副町長（山田正志） 議員さん言われるとおりでございます。今回は3月、4月分で一応減額分、収入の減を判断するというふうなことになりますが、業種によっては5月、6月、7月、8月というふうに変化が出てくると思います。次の段階になりますと、月の変化の部分で次の月、次の月というような形で、同じ会社の方が次に当然該当するというようなことは出てくると思います。取りあえず今予算上は第1弾というようなことで3月、4月分で計上してございますが、次の段階でまたそれ以後の月の部分で出てくれば、当然同じ会社が対象になるというようなことになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回出雲崎町議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時39分)